

第5回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年7月24日（木）午後1時30分から
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

(1) 協議第4号 合併の方式について（協定項目1）

(2) 協議第5号 合併の期日について（協定項目2）

5. 次回の協議事項について（提案説明）

（小委員会制及び合併協定項目の協議の進め方について）

(1) 協議第6号 新市の名称について（協定項目3）

(2) 協議第7号 新市の事務所の位置について（協定項目4）

(3) 協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

6. その他（次回の会議日程等の連絡）

7. 閉 会

<配布資料>

- ・ 第5回会議資料
- ・ まちづくりフォーラムニュース（第2号）

会 議 出 席 者

有村 久行委員	山口 茂喜委員
福島 英行委員	大庭 勝委員
木原 数成委員	倉田 一利委員
吉村 久則委員	湯前 則子委員
津田和 操委員	宮田 揮彦委員
小原 健彦委員	上村 哲也委員
西村 新一郎委員	榎木 ヒサエ委員
笹峯 護委員	松山 典男委員
東麻生原 勉委員	石田 與一委員
池田 靖委員	永田 龍二委員
川畑 繁委員	徳永 麗子委員
徳田 和昭委員	砂田 光則委員
川東 清昭委員	岩崎 薩男委員
常盤 信一委員	松永 讓委員
木場 幸一委員	狩集 玲子委員
黒木 更生委員	原田 統之介委員
迫田 良信委員	児玉 實光委員
浦野 義仁委員	八木 幸夫委員
川島 暁委員	林 麗子委員
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

延時 力蔵委員
新村 俊委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上という定足数を満たしておりますので、ただいまから第5回始良中央地区合併協議会会議を始めさせていただきます。なお、ご都合によりまして延時委員、新村委員からご欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の会長からごあいさつをいただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第5回目の始良中央地区合併協議会に、大変お忙しい中、数名の欠席がございましたけれども、多くの方々にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。本日の協議につきましても、前回提案をいたしておりました合併の方式、そして2番目に合併の期日について協議をいただくということになっているところでございます。なお、また、この資料にもございますように、その後、次回8月12日でございますが、次回の協議会で協議をいただく部分、これを事前に提案するというので、3本の部分について提案をするということで、一つは新市の名称についての小委員会の設置の関係、それから二つ目には事務所の位置についての小委員会の関係、それから三つ目に新しいまちの議員の定数及び任期についての小委員会の設置についてということで事前の提案説明をするという予定でございます。おかげさまでこの合併協議会につきましてもその後予定いたしておりました事業につきましても順調な展開をいたしているところでございますが、まず一つ目の大きなそれぞれの各市町村の事務の調整と申しますか、事務事業のすり合わせにつきましても、7月11日に専門部会、副部会長会が開催をされまして、その中で8月15日ぐらいをめどに、全体的に各事業の入力作業を進めておりますけれども、各市町村のそれぞれの分野の事業の入力作業が終わり、本格的に個別の事業ごとにそれぞれの専門部会、分科会で議論が始まるということで、その会議におきましてもおおむねその後のスケジュール等について協議がされているところでございます。また、一方、最も、私前々から申し上げておりますように、皆さん方も全く同じ思いの新しいまちの計画づくりにつきましてもさらなる取り組みが進んでまいっているところでございます。ご承知のとおり、まちづくりフォーラム、「よかまちサミット」という通称名で呼び合っておられるようでございますが、まさに民間の代表で構成されるそのフォーラムにおきましてももう既に3回の協議がなされまして、今月中に4回目、もう1回8月に協議を重ね、9月の6日には提言集を取りまとめて、提言の報告を溝辺町のみそめ館で行うということでその作業が進められているところでございます。これに呼応いたしまして、それぞれの市町村でつくっておられますまちづくり委員会、200名を超える委員会になっておるようでございますが、その委員会にお

きましてもそのフォーラムの提言に合わせる形でそれぞれ活発な議論がなされ、そのフォーラムに意見が反映されているという状況でございます。大変速いピッチでその作業も進んでいるようでございます。また、このフォーラムの委員長でございます第一工大の増水先生が、皆さん方もお気づきになったかと思いますが、南日本新聞の7月13日号でございましたでしょうか、この合併についての意義あるいは住民参加の必要性といったことを広く論文として発表をされていたようでございます。大変興味を持って読まさせていただいたところでございます。いずれにいたしましてもこの協議会におきましては皆様方が協議いただきましたスケジュールをベースに今着々とその協議が進められているところでございまして、大変ありがたいことだというふうに考えております。今日も先ほど申し上げましたような形で協議を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、これからの進行につきましては、規約によりまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、またしばらくの間会議の議長を務めさせていただきたいと思っております。どうか活発なご意見、ご協力をよろしくお願い申し上げます。初めに、この資料を開いていただきますと3番目に書いてございますが、諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等について事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、資料に基づきまして、2ページでございますけれども、諸般の報告ということで整理がしてございます。ただいま会長の方からあいさつの中でも触れられた部分が幾つかございましたので、重複する分については多少省略をさせていただきたいと思っております。7月の11日には、今話にありましたとおり、専門部会長・副部会長の合同会議を行っております。いわゆる事務事業の一元化調整という作業が進んでいるところでございますが、現在それらの組織を動かすために私どもといたしましては部会長、それから副部会長、そして、また、その下に分科会等が置いてございますけれども、昨日は分科会長の会議を開催いたしまして、いわゆる事務事業の一元化調整のためのいわゆる組織がいよいよ動き出したということでございます。一元化調整のための事務の整理につきましては、現在事務局の方で整理をいたしておりますので、整理が整い次第その作業に入っていくということになってまいります。それから、7月の16日につきましてはまちづくりフォーラムの第3回会議、これも今、会長のあいさつがありましたので、省略をさせていただきたいと思っておりますが、第3回会議では、ほぼ提言をするテー

マ、それから主要な施策等について大体整理ができつつあります。第4回の会議におきましてその提言するためのテーマ、そして主要な施策を整理をするという作業になるかと思っております、その後提言集として整理をし、今のところ9月の6日に溝辺町の方で住民の方々を対象にした提言の発表会という形を予定しているところで、作業としては今のところスケジュールどおり進んでいるというふうに判断をいたしております。それから、7月の17日に第5回の幹事会を開催しております。内容につきましては本日提案いたしております小委員会の設置等についての協議をいたしております。それから、7月の22日に第2回のプロジェクト、それから第4回のワーキング合同会議ということで、これはいわゆる事務方の新市のまちづくり計画に関する会議でございます、先ほど申し上げましたフォーラムに呼応する形で事務方も並行して作業は進んでいるというところがございます。それから、本日の第5回の協議会が7月24日でございます。それから、7月の28日以降につきましては予定という形で掲載をしてございます。まちづくりフォーラムの第4回会議、それから第6回の幹事会、それから、8月の12日、火曜日になりますが、第6回の協議会会議を予定をしております。諸般の報告として整理をさせていただきました。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま諸般の報告がなされましたけれども、これにつきまして皆さん方の方から何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（川畠 暁）

今、報告を受けたわけなんですけれども、ここで一応2点ほどですねお伺いさせていただきたいと思っております。これまで合併協議会だよりも、私も拝見させてもらっているんですけれども、もう2巻ほど発行されているわけですが、これに合わせてですね住民の反応、反響はいかがなものか。また、あつたとすれば、どのように一応とらえていらっしゃるか。その点をまず1点お伺いしたいと思っております。それから、まちづくりフォーラム会議もこれまで第3回を数えているわけなんですけれども、そのベースとなるのはやはり各市町のまちづくり委員会だと思っているんですが、これもそれなりの成果は上がってきていると思うし、また、先ほど会長からよかまちサミットと、そういうような名称でもって皆さんこれは自意識も高まってきたやにお伺いしているんですけれども、やはり私どもはですね、各市町のまちづくり委員会が出された問題点、そうした取り組みとか、それは断片的にしか分からないわけですよ。そこで各市町からのですねフォーラム等におけるこれまでの問題点なんか指摘されなかったものか。その点お伺いいたします。以上2点です。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、2点ほどお尋ねございましたので、お答えいたしたいと思っております。

1点目には、協議会だよりについて2回ほど発行しております。住民の方々の反応はどうかということでございますが、私どもも当初2カ月に1回程度の協議会だよりの発行ということをご予定をしておりましたが、いろいろ皆さん方の方に情報の提供をできるだけ早い状況で進める、お伝えするべきじゃなからうかというようなことで、事務局の方でも少し検討を加えまして、現在毎月発行していく方向で進めておまして、第2回目におきましてもそのサイクルで発行しているところでございます。協議会だよりの、特に住民の方々への配慮につきましては、それぞれ各市町で通常の広報を発行しておいでになりますけれども、これらの発行と同じような形で住民の方々に提供するという形で配布の依頼を各市町を通じて行っております。それからそのほかにもいわゆる住民の方にお伝えする機会を設けているわけですが、今2回の中でございますけれども、特段その中身について云々というように事務局に直接的に届いているものはないかというふうに考えておりますが、私どもといたしましてもどのように住民の方々にお伝えするのか少し不安な面はあるわけですが、そういうような形で毎月発行という形で今取り組みをしておりますので、しばらくこういう形で続けてまいりたいというふうに考えております。それから、フォーラムの現在の状況ですが、いわゆる各市町のフォーラムの、まちづくりの取り組みにつきましては、各市町から参加をいただいているわけです。そして、また、このフォーラムに参加をいただくとともに、できるだけ各市町のまちづくり委員会等でいろいろご協議なさった、ご検討なさったことをこのフォーラムの方に持ってきていただきまして、その意見を反映していただいているというふうに私ども考えております。できるだけ多くの方々の意見をこの中に反映させながら、新市のまちづくり計画の中に取り込んでいくということで、先ほど市長のあいさつ、会長のあいさつにありましたとおり、よかまちサミットというように形でサブタイトルも付きましたが、委員の方々にそのように持ち寄った形で、各市町の状況が十分反映されている形で今進んでいると思っております。今後そういう形でほぼ取りまとめの時期にまいりましたので、また、全体的な調整をした上で外部の方にもお出しするというような形になろうかと思っております。できるだけその状況につきましてはいろいろな機会を通じましてまた、私どもも今フォーラムだよりも発行をしておりますけれども、併せましてまた各市町の広報を利用するなどしてできるだけ皆さん方の方にその内容が届くように配慮してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

じゃあ一応今までのこのフォーラムの中ではその経緯を見て問題点はなかったというふうに判断していいのですか。それとですね、これはもう、これは1市6町の住民皆さん、それから、また、議会等しくですねこの合併協議会の行方は、

成り行きは非常にこう関心を示して見ていらっしゃると思うんですよ。事実今日の隼人町の議会におきましても10名以上の方が見えていらっしゃるわけですよ。それだけに大問題としてこの法定協議会をですね見ていらっしゃるわけです。私どももですね、これはもう等しく皆さんもそうだと思うんですけども、やはり各市町のまちづくり委員会のその協議された中身というのが全然見えてこないわけですよ。それらをいかようにして知らしめるか。さっき私が質問を申し上げたのは、問題点はなかったのかと、こういった所で会がスムーズに行くことも結構なんですけれども、やっぱり十分な論議をした上で私はこの協議会が進展していく。これが一番の理想的な形だと見ておりますので、やはりそこらはですね忌憚なく、各市町で何か取り上げられ、特にある町なんかでこういった問題点があったとか逐次提案していただいて、それをスムーズな形で解決していくような、そういう形が私はこの協議会の中でも望まれることじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

委員の方々につきましては、ご承知のとおり、それぞれこのフォーラムは、以前にもご説明申し上げましたが、五つの分野に分かれまして、そして、また、これらに対応する形でそれぞれの市町もおおむね各市町のまちづくり委員会というような形でご検討願って、そしてこのフォーラムにご参画を願っているというふうに思っております。それぞれ各市町が抱える問題等もその中に当然反映されているもの、意見の交換等で反映されており、そしてそれがまた将来的なこの新市のまちづくりへの方向性として盛り込まれていくものというふうに考えておりまして、個々の意見の小さなところまでこの場でご紹介という形にはまいらないかと思っておりますけれども、それらを踏まえた上でいわゆる新市のまちづくり計画がいわゆる提言という形で主要なテーマ、それから主要な施策というところに反映されていくだろうと思っておりますし、そして、また、そういう懸念される事項につきましても当然、今後の新市のまちづくり計画の中でまた解消されるようなそういうような形でもって当然協議がなされていくものと、検討がなされていくものというふうに考えておりますので、十分それらの出されたものについては今後の計画づくりの中で反映されていくものというふうに考えておりまして、現時点においてまだ特段その小さな、フォーラムの中で、全体的な中でそこまでまだ議論がいつているのは出てきていないとは思っておりますけれども、進め方としてはそのような形で進んでいくというふうに考えております。（「了解」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにこの報告につきましてはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に意見がないようでございますので、この諸般の報告につきましてはこれで終わらせていただきたいと思います。続きまして会議次第第4の議事に入りたいと思います。議事の(1)の協議第4号、合併の方式についてでございます。これは協定項目51項目のうち第1番目の協定項目になりますが、このことについてを議題といたします。なお、本件につきましては前回の会議で提案説明を行っておりますが、事務局からこの部分について何らかの補足説明がございましたら、まずそちらの方からお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、前回の資料の3ページになります。お開けください。第4回会議のですね。合併の方式についての提案説明は、ただいま議長の方から話ございましたが、7月10日の第4回協議会で事前説明をいたしました。よって、今日は概要だけを再度簡単に説明をさせていただきたいと思います。国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を廃止、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とするという提案でございます。この合併の方式につきましては、これまでの合併準備会の経緯等を踏まえ、1市6町の住民が同じスタートラインに立って新しい時代に向けて新しいまちづくりを行う新設合併を提案したところでございます。皆さんご存じのように、合併の方式には対等合併と言われます新設合併と吸収合併と言われます編入合併の二つの方式がございます。4ページをお開きください。ここに簡単に新設合併と編入合併の形態についての比較表を付けております。このうち新設合併ですが、合併関係市町村がすべて廃止されることとなりますので、名称については新たな名称を定めることとなります。事務所の位置につきましても新たに定めることとなります。それから首長、議会議員、農業委員会委員、特別職等につきましては、合併の前日で失職するということになるわけでございます。ただし、議会議員、農業委員会委員等につきましては、記載のような定数特例とか、在任特例とか言われる特例措置が設けてあります。その他新設合併は合併関係市町村がすべて廃止されて新たな市をつくるということでそれぞれの取扱いが編入合併とは異なっております。5ページの方になりますけれども、県外の先進事例及び県内の各合併協議会における合併の方式を記載しております。最近の事例では県内も含めて全国的に新設合併が多くなっておるようでございます。それでは、協議をよろしくお願いいたします。以上で合併の方式につきましては事務局の説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見がありましたら発言をお願いいたします。なお、発言に際しましては、先ほども申し上げましたけれども、挙手をいただき、お手元の、私の方で許可をいたしますので、お手元

のマイクのスイッチを押し、ご起立をいただき、委員名を名乗ってから発言をお願いいたします。また、終わりましたら再度スイッチを切ってマイクを、押してマイクを切っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、どうか皆さん方よろしくお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

福山町の川畑でございます。十分な提案説明がなされましたので、質疑はございません。本案にとっての意見並びに討論を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちよつとお待ちください。ほかに何かこれに関してございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないですかね。どうぞ、川畑委員、はい、どうぞ。まだ今、意見を今ちよつと聞いているところですので、はい。いいですか。そんなら、どうぞ、はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

協議第4号、本案にとって賛成の立場での意見、討論を行うものであります。過去を振り返ってみますに、平成14年4月に国分市、福山町、隼人町、霧島町の1市3町から提案された住民発議による法定合併協議会設置議案は区域性的視点等から廃案となつたところでありましたが、これを引き金にしてこの地域の合併へ向けた気運も急速に高まつたようでありました。並行して始良地域の任意合併協議会が設置され論議がされてきたことは皆様ご案内のとおりであります。平成15年3月第1回定例議会において1市6町による法定合併協議会設置議案が提案され、全市町可決されました。私この時も賛成の討論を行いました。南九州地域の中心地域として世界へ飛び立つ交通の要衝、空港のまち、日本最初に国立公園指定を受けた霧島国立公園、国民保養観光のまち、国分平野を中心とした商工業発展のまち、冷涼高原地帯における食料生産地域としての農林業振興地域、心の拠り所、ベッドタウンのまちづくりを目指し、南九州屈指の中核都市としての発展を望むところである。21世紀の幸せなまちづくりを目指し、本案にとっての賛成討論と結び、そして合併の方式も、それぞれ自治体の規模は異なるところであるが、あくまでも新設合併を臨むことを前提に今まで進んできたところあります。前回第4回会議においても隼人町の津田和町長も発言されましたとおり、私も最もふさわしい区域性的として、そして新設合併として進むことを認めるものであります。以上、賛成の討論とします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにこの方式につきましてのご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 暁）

合併について、これは対等合併、この合併方式を基礎にしたことで、この合併に向けての姿勢をですねちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。これを肯定する上で、このこれから取り組むこのまちづくりにあたってのですね姿勢をお伺いしたいということで意見を伺いたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話がございましたけれども、これまで合併協議会につきましては今日5回目の会議を重ねているわけでございます。これまで会を重ね、一定の方向に向かい協議を進めていこうかという形で話が進められてきておられるところでございまして、その中で今日は、前回も申し上げましたように、協定項目をこれから順次議論をしていきたいと思いますということが前回整理がされまして、今日はその第1項目の協定項目あるいは第2番目の協定項目、次にはまた協定項目を皆さん方にご提案してご協議をしていただくという形でこの会議は進められているところでございまして、今申し上げましたように、合併は、今議論していただくのは、この合併の方式につきまして前回申し上げたものにつきまして意見を求め、そして今承認をいただくというこれがこの場の会議ではないかと思っております。あえてその合併の姿勢につきましては今申し上げませんが、第1回目の私がフォーラムの方に申し上げておりますあいさつをごらんいただければ、そのことについては十分意を尽くしたごあいさつも申し上げているつもりでございますので、内容についてご審議をいただくことがこの場ではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは、この件についてのご意見はございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、皆様にお諮りいたします。提案のとおりこの合併の方式につきましては承認するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第4号、合併の方式につきましては提案のとおり承認をされました。次に、議事の(2) 協議第5号、合併の期日についてを議題といたします。本件につきましても前回の会議で提案説明を行っておりますが、事務局の方から補足説明がございましたら説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、前回の資料の6ページからなりますが、この合併の期日につきましても、先ほどの合併の方式と同様ですので、今日は概要だけを再度簡単に説明させていただきますと思います。合併の期日方針案につきましては、平成17年（西暦2005年）2月を目標とし、当協議会の協議の進捗や合併に向けた体制整備の状

況及び国の制度、手続きの改正の状況などを見ながら日にちも含めて別途定めるものとする。なお、始良中央地区合併準備協議会でも全体スケジュールの中で平成17年2月を確認しているということでの提案でございます。合併の期日につきましては、総務省の合併のマニュアルでは協議会の設置から合併実現までをおおむね22カ月ということになっております。7ページの方になりますが、この期間には、表の留意事項及び基本的な考え方の表という方を見ていただきたいと思いますけれども、その1の1に記載しておりますが、合併協定書の調印が終了してから行う関係市町の議会の議決やその後県知事への合併申請、そして県知事から総務大臣への協議、その同意を得ての県議会による議決、そして県知事の決定、それから総務大臣への届出、そして告示と、これらの手続きに要する期間約6カ月もこれに含まれております。また、現時点においては合併特例法の支援措置を受ける形での合併をするためには平成17年3月31日までに合併をする必要がございます。それから、3番目の留意事項に記載しておりますけれども、住民との合意形成に要する時間あるいは住民生活への影響、そして公的な行事、協議会の進捗状況、首長、議員の任期、そして事務引き継ぎの利便性などの留意事項、そして合併準備協議会の経緯、これらを総合的に勘案し、合併の期日は平成17年2月を目標とするということでの提案でございます。資料がちょっと飛びますけれども、10ページの方をお開けください。ただいま提案をいたしました合併期日までの流れを平成15年4月協議会設置から簡単に記載しております。新市のまちづくり計画の策定につきましては、先ほど若干説明もございましたけれども、住民アンケート調査結果、そしてまちづくりフォーラム委員による提言等を考慮し、計画策定を進め、各市町への説明を実施しながら、平成16年3月には策定を終える予定でございます。また、合併協定項目の協議ですが、これは今後各分科会、専門部会、そして幹事会で協議調整をして、合併協議会で順次協議していただきますが、協議期間といたしましては平成16年5月までを計画しております。そして平成16年7月までには協定項目として取りまとめていただきたいと思いますと考えております。その後住民説明会を経て、16年8月に合併協定書の調印、そして各市町の9月定例議会に合併関係の議案を提出し、その後のスケジュールにつきましては、先ほど説明いたしました手続きを5カ月かけて行い、平成17年2月を合併の目標とする計画でございます。この間約23カ月ということになります。なお、今後日付を含めた合併の期日の決定につきましては、前の7ページの一番下になりますけれども、その基本的な考え方をここに書いております。合併協議の進捗及び合併に向けた体制整備、国の制度等の改正、また、期日の設定で生じるメリット、デメリットを勘案し、あるいは電算システムの統一を行う必要がございますが、電算の仮稼働、そして、また、職員の配置替え、移転等の準備作業を考え、合併期日が休日の翌日となるよう検討するなどして再度協議をお願いすることといた

しております。なお、日付のとり方によっては月が一月前後する可能性も含めてご了解いただければと考えております。11ページですけれども、県内の他の合併協議会における合併期日を記載しております。12協議会のうち6協議会で合併の期日が決定されております。16年10月から17年1月の間で決定されておるようでございます。それでは、協議をよろしくお願いいたします。以上で合併の期日についての事務局の説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。本件につきまして質問、ご意見等がございましたらよろしくお願い申し上げます。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に意見がないようであれば、皆様方にお諮りをいたしたいと思っております。この合併の期日につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第5号、合併の期日につきましては提案のとおり承認をされました。以上で議事につきましては終わります。続きまして会議次第5、次回の協議事項についてでございます。協議項目に入ります前に、小委員会制及び合併協定項目の協議の進め方等について事務局から説明をさせていただきます。これまで幹事会におきまして基本項目も含め特に重要と思われる協定項目について他の法定協議会の事例も参考にしながら検討を進めてまいっております。この新しい市の名称、新市の事務所の位置、議会議員の定数及び任期の取扱いについて次回の協議事項として提案することといたしておりますが、この三つの協定項目について幅広い調査、審議をするために当協議会の規約にあります小委員会の設置を含め協議していただくための提案となっておりますので、委員の皆様にも小委員会制への理解を含めていただくために先に先ほど申し上げました小委員会制及び合併協定項目の協議の進め方について事務局より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、事務局の方よりよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

資料の方は、本日の会議資料3ページでございます。これまで幹事会におきまして小委員会制及び協定項目の協議の進め方につきまして検討されてきておりますので、検討内容について資料により説明させていただきます。まず1番目、合併協定項目でございますが、第4回の協議会におきましてご承認いただきましたものが現在の協定項目数51項目でございます。このうち基本4項目と言われるものが合併の方式・期日、新市の名称、事務所の位置ということでございますが、その基本4項目につきましては担当する専門部会がございません。つきましては、

事務局の方で担当いたしましたたき台をつくるというふうになります。それから47項目でございますが、これにつきましては担当する専門部会がございますので、分科会から逐次積み上げていって、協議会の方まで協議して決めていくというふうになっております。続きまして2番目の小委員会でございます。小委員会につきましては規約に基づいて協議会に置かれるものでございまして、協定項目などについて集中的・専門的に調査、審議することをその役割としております。新市の名称に関する小委員会制につきましては現行の予算に既に盛り込まれております。それから、三つ目の協議の進め方でございますが、これにつきましては基本4項目の関係、それから4項目以外の担当する専門部会、分科会がある協定項目の関係と二つに大きく分かりますけれども、まず基本4項目につきましては、小委員会を設置しない一般的な形、それから小委員会を設置する場合と二通りございまして、一般型、小委員会を設置しない場合でございますが、これにつきましては事務局の方で調整原案を作成して、幹事会の方に上げて、幹事会の方で協議していただいて調整案を作成すると、そして協議会の方で協議、決定していただくということでございまして、これは今、合併の方式・期日ということでご承認いただきましたけれども、こういったものが一般型と考えられます。それから、二つ目の小委員会を設置する場合でございますが、これにつきましては新市の名称でありますとか、こういった一般的にですね住民の関心も非常に高いということで、その決定は慎重に行う必要があるということでございまして、先進地でもですね小委員会を設置して審議している所が非常に多いということもございまして、こういったものについては小委員会を設置したらどうかということでございますが、こういった場合についてはまず小委員会を設置することについて提案をするということでございまして、そういった提案を受けて、協議会の方で協議していただいて、決定されましたら、この後は小委員会の方の運営ということになりますけれども、これについては協議会から小委員会の方にまずどこまでを小委員会の方で調査、審議していただくかということで付託いたしまして、その付託を受けて小委員会の方で逐次会議を重ねていくということになります。その場合の小委員会の会議の庶務、これは会議場の確保でありますとか、資料の編成とか、こういった作業でございますが、こういった会議の庶務につきましては協議会事務局が行います。そして小委員会の方で途中途中のその審議スケジュールでございますとか、それから小委員会で定めるいろんな基準でありますとか、こういったものについて小委員会の方で決定をしていき、小委員会の委員長から小委員会のそういう調査、審議の経過につきまして随時協議会の方に報告をすると、ですから、直近の協議会の方にご報告いたしまして、必要に応じ協議会の指示を受けながら会を重ねていくというふうになります。同様に事務局の方では幹事会に報告するというふうにご報告しております。そして、あくまで小委員会の方では調

査、審議ということをごさいますので、最終的な決定というのは協議会の方で協議され、決定されるということをごさいます、名称でありますと、たくさんの新市の名称の候補の中から名称は幾つだということ絞られていって、最終的に一つに決まる、そういう最後の決定というのは協議会の方で決定されていくということをごさいます。それから、専門部会、分科会が担当する協定項目ということをごさいますが、これについては一般的には小委員会を設置しない一般型というのが多いわけなんです、これについては分科会でたたき台として調整素案をつくりまして、専門部会で調整原案を協議し、そして幹事会、協議会ということ順次協議され、決定されていくというのが一般型のごさいます。それから、後から事前提案ということをご説明をさせていただきます議会議員の定数とか、任期の取扱いとかいうことにつきましては、行政委員等部会という担当する部会があるんですけども、これにつきましては議員さんの身分に関することであるということ、非常にこう重たい項目であるということですね、これにつきましても幹事会の方で十分検討した結果ですね、小委員会制でやったらどうかというようなことでずっと協議をしております、こういった場合の流れというのは上記の(1)②の流れに準じた取扱いとなります。この場合の小委員会の会議の庶務というのは協議会事務局の方で行いますけれども、バックデータの整理とか、専門的な事項に係る資料の作成につきましては担当する専門部会が対応を行います、必要に応じて同席し、対応も行うといったような、もし小委員会を置いた場合にはですねそういったような方向で考えております。それから、次のページをごさいますが、4ページですけども、小委員会の委員構成のごさいます。これまで幹事会において検討されてきた小委員会制というのは、新市の名称、それから新市の事務所の位置に関するもの、議会議員の定数、任期の取扱いに関するものの三つのごさいます。後から個々の小委員会につきましては協議事項として順を追って協議をお願いしてまいりますけれども、それぞれの協議事項ということで独立して提案をさせていただきますので、小委員会ですね委員構成の全体がなかなか見えにくいということもございますので、一応参考例ということで名称、事務所の位置、議会議員の定数、任期の関係、これにつきましては一覧表を作成いたしました。この小委員会の委員構成の考え方のごさいますが、これについてはですね協議会の構成の方々にいずれかの小委員会に入っただけだと考えましてこのように作成してみたところのごさいます。それから、小委員会を仮に開催するとした場合にですね、その日は、委員さん方のご負担も考えまして、極力協議会のある日に協議会の前後でですね小委員会を開催できればというような方向で考えているところのごさいます。それから、後ほど具体的にですね事前提案という形で三つ協議事項としてお願いいたしますけれども、次回の協議会でそれらの小委員会設置規定のご承認がもしいただけたら、引き続きですね小

委員会の委員さん方の選出を行い、そして協議会終了後に三つの小委員会につきまして委員さん方の顔合わせも兼ねまして第1回目の小委員会の会議の開催ということも考えているところでございます。続きまして5ページの県内の法定協議会におきます小委員会の設置状況の一覧でございます。これにつきましては鹿児島地区の編入合併を表明しております所を除いて法定協議会の状況を掲げてございます。これを見ますと、名称と事務所の位置につきましてはほとんどが小委員会を設けているというところでございます。それから議会議員の定数、任期の検討小委員会につきましてはですね、小委員会制を設けてやっている所もあれば、議長会で検討とか、それから両町の議会で検討とかいったようないろいろなやり方があるということでございます。以上で事務局の方の説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま委員会のですね設置の関係について、三つの委員会を設置する場合の人数の割り振りのほかにですね委員会の具体的な運営、進め方等について全体のまずアウトラインをつかんでいただきました上で、これから個別に提案いたします、次回提案いたします委員会の説明について個別の委員会を説明したいということで、全体のアウトラインをつかんでいただくための説明でございましたが、この今の説明につきまして何かご意見、質問ございませんでしょうか。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

全体の協議会で協議をする部分を小委員会に委ねて、小委員会で協議する項目を整理し、それをまた、大きな流れでいきますと、この協議会で決定すると、その運営を事務局がどこでやるのかということを含めての説明でございます。特に質問がないようでありますれば、この小委員会制がなんたるものやということ及び合併協定項目のその小委員会での進め方については終わらせていただきたいと存じます。それではですね、次回協議事項の(1)になります。協議事項としては第6号になります。新市の名称について、協定項目では3番目でございますが、を議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の6ページ目になります。協議第6号、新市の名称についてを説明いたします。新市の名称について次のとおり協議を求めるものでございます。新市の名称については、新市名称検討小委員会（別途規程があります）を設置し、名称決定の手法を含めこの小委員会で調査及び審議を行うという提案でございます。資料の7ページ目に移ります。規程について説明をいたします。第1条で趣旨として協議会の規約に基づきまして新市名称検討小委員会の組織、運営、その他必要な事項を定めるといたしております。第2条で所掌事項としてこの小委員会で括弧の第1番目として1市6町が合併した場合における新市名称の選定の方

法、2番目に選定基準、3番目に候補の選定、それから4番目といたしまして募集要項、公募をすることを想定いたしております。5番目といたしましてその他新市名称の選定に関し必要な事項といたしております。第3条で組織、組織につきましては、委員のうち各市町の学識経験者を有する4名のうちの2人と広域枠の2人、合計16名以内といたしております。第4条で役員ですが、小委員会に委員長と副委員長を置くということで、これにつきましては委員の互選により選出をするというふうにしております。第5条で役員の職務でございますけれども、委員長が会を総理するというところでございます。第6条の会議につきましては委員長が招集をするというふうにはいたしております。5番目のところでございますけれども、会議につきましては原則として公開をするというふうに提案いたしております。第7条で報告ですが、委員長は小委員会の協議経過及び結果について随時協議会の方の会議に報告をするというふうにしております。第7条で庶務について、附則につきましては、この規程は平成15年8月12日から施行するというふうにしております。9ページに説明資料として改めて付けておりますけれども、1番につきましては先ほどの説明と重複をすると思います。2番目のところにこの小委員会へ付託をする事項というのがありまして、括弧の1番目で選定方法に関するところでございますけれども、例として公募を想定いたしておりますけれども、公募の中からこの小委員会の方でまず10点に絞り込む。それ等について協議会の方に報告、さらに3点に絞り込むというようなことで、最終的には協議会の方で1点に絞り込むというようなこととなります。2番目といたしまして選定基準でございます。例といたしまして名称の表記の仕方について、漢字であるとか、平仮名であるとか、片仮名、こういうのをこの小委員会で決めていくと、併せて既存の1市6町の市町名を新市の名称として採用するか、しないか。こういったこともこの小委員会で決めていくということを考えております。3番目は候補の選定でございますけれども、公募で得られた候補の中から数点に絞り込むということです。それから、募集要項についてもこの小委員会で決めていくというふうなことになってきます。大きな3番目ですけれども、この設置期間についてでございますけれども、平成16年1月を協議月といたしております。小委員会につきましてはそれまで5回程度を開催する予定でございますが、協定項目の協議が整うまでの間というふうに考えております。10ページから11ページですけれども、これにつきましては名称についての先進事例、それから留意事項等を記載いたしております。12ページにつきましても他の事例等になっております。以上、新市の名称につきまして説明を終わりますけれども、先般開催いたしました幹事会の中で主な意見が出た分につきましては報告をさせていただきますが、住民の意見を十分反映するような方策をとるべきであると。また、住民への情報提供の必要性を言われております。併せて公募を前提にするのかということ等の意見が出されております。事務局とい

たしましては意見を尊重していくこととした回答をいたしております。以上、新市の名称についての説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま、新市の名称につきまして次回8月12日にご議論いただくわけですが、その事前提案の説明がございましたけれども、このことにつきまして何かこの今日ご意見・ご質問があれば、承りたいと思います。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問がないようであれば、この協議第6号の新市の名称については終わらせていただきます。次に、協議事項(2)の協議事項としては第7号、新市の事務所の位置について、協定項目では4、協定項目4になりますが、それを議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、資料の13ページ目になります。協議第7号、新市の事務所の位置についてを説明いたします。新市の事務所の位置について次のとおり協議を求めるものでございます。新市の事務所の位置については、新市事務所位置検討小委員会（別途規程のとおり）を設置し、新市の事務所の位置候補地及び事務所の設置方式を含めてこの小委員会で調査及び審査を行うといたしております。14ページの規定につきまして説明をいたします。第1条で趣旨として事務所の位置につきましては、新市事務所位置検討小委員会を設置して行うということで、その組織、運営、その他必要な事項を定めるものでございます。第2条で1市6町が合併した場合における新市の事務所の位置候補地の選定に関する事、2番目として事務所の設置方式に関する事、3番目、庁舎建設の是非に関する事、4番目としてその他必要な事項といたしております。第3条で組織でございませけれども、22名以内をもって組織をするといたしております。1号で合併協議会の会長及び規約に定める委員ということで1市6町の市長及び町長ということになります。2号でございませけれども、これは議会議員のうち1名、それから3号でございませけれども、各市町からの学識経験を有する委員1名プラス広域枠の8名と、合計22名以内といたしております。4条につきましては役員でございませ。先ほどと一緒にございませ。委員長1名、副委員長1名、これにつきましては委員の互選によるといたしております。会議、報告等につきましては先ほどと一緒にございませ。15ページ目でございますが、8条、9条それぞれ定めております。附則といたしましてこの規程は平成15年8月12日からの施行といたしております。16ページ目の説明資料につきまして主なものにつきまして説明をさせていただきます。委員構成につきましては省略をさせていただきます。2番目の小委員会へ付託する事項として少し説明をさせていただきますが、1番目で新市の事務所の位置候補地の選定に関する事でございますけれども、これにつきましては新市

の事務所、本庁になります。この位置候補地を1箇所を選定するというご
ざいます。一般的に協定書に書きます分は、この黒丸が二つありますけれども、
新市の事務所の位置はどこどこに置くという決め方、それと新市の事務所は当面
どこどこに置き、新市成立後、住民の意向を尊重しながら検討するというような
二つの提案の仕方が一般的なようございます。2番目の事務所の設置方式に関
することですが、事務所で本庁、支所、出張所などにつきましてですが、設置方
式については、先進例を参考に、当協議会としてのメリット、デメリットなどを
検討の上、調査、審査すると、審議するといったしております。例といたしまして、
後もってまた説明しますが、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の三つの方式か
ら一つに絞り込むということになります。場合によっては中間方式も検討を要す
るということになります。3番目で庁舎建設の是非に関するごこと、1市
6町の既存の庁舎の建設年度、規模などを調査し、設置方式と併せて新庁舎建設
の是非もこの小委員会で審議を行うというふうにいたしております。大きな3番
目でございますけれども、この小委員会の設置期間につきましては、8月から9
月までの間に5回程度を開催しておりますが、協定項目の協議が整うまでの間設
置をするといったしております。17ページにつきましては1市6町の事務所の現況
等を記載いたしております。真ん中から下の方になります。事務所の設置方式
というのがあります。本庁方式、分庁方式、総合支所方式がございます。少し関
連がありますので、ちょっと時間をいただきまして説明をさせていただきますが、
本庁方式につきましては、現在ある市町の庁舎の組織、機構をすべて1箇所に集
約する方式、残った庁舎は窓口的な機能のみを持たせ、支所又は出張所とする
というようなことございます。この本庁方式の中にも集中方式と分散方式があり
ます。それから、2番目の分庁方式でございますけれども、現在の市町の庁舎を
分庁舎として行政機能を各部門に振り分けてそれぞれの所に置くというよう
な形になってまいります。それから、3番目の総合支所方式ですが、管理部門や事
務局部門を除き現在の庁舎の行政機能をそのまま残すと、総合支所の職員数は現
在と同程度となるといったこの三つの方式等が出てきます。事務所の位置等も併
せて非常にこれも議論になるところでございますので、これ等も含めて調査、審
議を行うということございます。18ページの方にはそれぞれの特色、課題等が
ございます。これにつきましては省略させていただきます。関係法令といたしまし
て地方自治法があります。第4条の中に条例等で定めなければいけないという
のがあります。当然支所、出張所についても条例で定める必要があるという
ことございまして、事務所の設置方式を含めて検討していく必要があるとい
うことになってまいります。先般実施をいたしました幹事会の中で意見が出
ておりますので、主なものだけ少し報告をさせていただきます。小委員会として
事務所の位置を1箇所に絞り込む必要性について質問がありました。ただいま話

をしましたけれども、設置方式が本庁方式であろうと、分庁方式であろうと、総合支所方式であろうと、いずれにしても1箇所を本庁とする必要があるというようなことで、これについては最終的にこの小委員会の方で1箇所に絞り込んでいただきたいということになります。それから、併せて支所の位置を決定するについても小委員会で検討するのかということに質問がなされておりますけれども、同様だというふうに回答をいたしております。以上、協議第7号、新市の事務所の位置についての説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま協議第7号の新市の事務所の位置についての事務局からの説明がございましたが、何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

これも特に質問がないようでございますので、協議第7号、新市の事務所の位置については終わらせていただきたいと思っております。次に、協議事項(3)の協議第8号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これは協定項目では7になりますが、を議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、資料の19ページになります。議会議員の定数及び任期の取扱いについて説明を申し上げます。議会議員の定数及び任期の取扱いについては、議会議員の定数及び任期検討小委員会（別添規程のとおり）を設置し、新市の議会議員の定数及び任期に関する事項について調査及び審議を行うという内容の提案でございます。20ページです。小委員会の設置規程でございます。この規程は協議会規約第12条第2項の規定に基づき設置される小委員会でございます。規程の内容ですが、所掌事項として第2条に調査、審議を行う内容を書いております。1市6町が合併した場合における議会議員の定数及び任期の取扱い、そしてそれに伴うその他必要な事項について調査、審議を行うとしております。組織、第3条でございます。協議会規約第7条第1項に定められた委員の中から各市町の議会議員1名、そして学識経験者1名、そして広域枠から1名の委員で総数15名以内をもって小委員会を組織いたします。役員、第4条でございます。小委員会に役員として委員長、副委員長を各委員の互選によりそれぞれ1名置きます。会議、第6条でございます。会議は原則公開とし、その扱いは協議会の会議に準ずるものとします。報告、第7条でございます。委員長は小委員会の経過及び結果について随時協議会に報告するものといたします。庶務、第8条でございます。小委員会の会議の庶務は協議会の事務局において処理するものといたします。そしてこの規程につきましては平成15年8月12日から施行するとしております。以上のような内容の規程でございます。21ページになります。説明資料ということでただいま提案説明いたしました小委員会の設置規程における委員構成、また、付託す

る事項について具体的に記載しております。1番目につきましては、先ほど説明いたしました。各市町の議員、学識経験者それぞれ1名ずつ7市町村、それに広域枠の委員1名の15名での構成でございます。2番目に小委員会に付託する事項であります。二つあります。その一つが、(1)の下の方に書いておりますけれども、特例適用の可否も含めて議会議員の定数及び任期を調査、審議するということでございます。2番目に、(2)番目にその他必要な事項も掲げております。そして3番目、小委員会の設置期間についてですが、この協定項目の協議月が平成16年1月と計画されております。よって、この小委員会につきましては協定項目の協議が整うまでの間設置するものとしたします。次に、22ページからですが、ここからにつきましては構成市町の議会議員の現状、そして制度の説明をさせていただきます。1市6町の議会議員の法定数、条例定数、それから現有数をそれぞれ記載しております。なお、現有数の合計は120名となるようでございます。また、任期につきましては、資料1ということで後ろの24ページに掲げてあります。国分市だけが平成18年5月までで、残りの6町はすべて平成19年4月までとなっております。お目通しをお願いいたします。それから、この22ページ下の方から23ページにかけて制度について記載しておりますが、議会議員の定数、任期について3通りの選択肢がございます。その中から一つを最終的に決定することになりますが、一番左が合併特例法を適用しない方法、そして真ん中が合併特例法に基づく定数特例を適用する方法、そして一番右側が在任特例を適用する方法の3通りでございます。まず、合併特例法を適用しない場合には、合併の前日をもって議会議員はすべて失職して、50日以内に選挙を行う必要がございます。そして定数でございますが、地方自治法上は10万人以上20万人未満の市については34名となっております。ちなみに平成12年の国調ではこの1市6町では、23ページのところに書いておりますけれども、人口が12万7,912名でございます。よって、この34名以下で定数を協議して、その人数で選挙を行うということになります。任期につきましては4年でございます。次に、合併特例法を適用する場合二つの方法がございます。まず、定数特例でございます。これは合併の前日をもってすべての議会議員は失職して、最初の選挙に限って定数を地方自治法に定める定数の2倍を超えない範囲で定めることができます。つまり34人掛ける2倍の68人以内で定数を定めて設置選挙をすることができるという特例でございます。その任期につきましては同じく4年となっております。また、二つ目が在任特例でございます。これにつきましては合併関係市町村の協議により合併後2年を超えない範囲に限り引き続いてそれまで議員だった方々が新市の議員として在任できるという特例でございます。現在1市6町の議会議員の合計は、先ほども申しましたが、120名であります。この方々が2年を超えない範囲でそのまま在任できるということでございます。このように3通りの選択肢がございますが、この

中から最終的に一つを選択するということになります。それから、選挙区についてですが、23ページの一番下に書いておりますけれども、公職選挙法上特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができるとなっております。よって、この件についても審議をする必要がございます。25ページですけれども、ただいま説明いたしました議会議員の定数及び任期について三つの選択肢のフローチャートでございます。後もってまたお目通しをお願いいたします。26ページになります。新設合併における先進地事例を記載しております。一番下の在任特例の欄になりますが、平成になってからこれまで新設合併を実施した市町はそのすべてがこの在任特例を採用しております。その中で、一番右側に書いてありますが、その任期は2年未満ということですが、1年から2年の間が多いようでございます。しかし、合併協議を行っている協議会においては、一番上の欄になりますが、合併特例法を適用しない所もこの頃は見受けられるようでございます。また、合併において選挙区を設けるとした所は現在まで、表の中ほどに書いておりますが、定数特例を採用した2地区だけでございます。27ページと28ページには今まで申しましたそれぞれの議会議員の選挙に関する関係法令を抜粋いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。以上、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、検討小委員会を設置して調査、審議を行うという提案でございます。また、前回の幹事会におきましてはこの議会議員の定数及び任期の取扱いについての意見等はございませんでした。それでは、次回の審議をよろしくをお願いいたします。これをもちまして提案説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等がないようでございますので、協議第8号、議会議員の定数及び任期の取扱いについては終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この案件につきましては次回の会議で協議していただくということになりますので、よろしくお願いをいたします。続きまして会議次第6のその他でございますが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。事務局の方からは。

○始良中央地区合併協議会委員（川島 暁）

これは私からの一応要望でございますけれども、合併問題方式についてちょっと申し上げたいということで、会の趣旨に合致しないということで議長の一応制止があったわけなんですけれども、この1市6町はですよ、これもういろんなその環境面、また、いろんなその背景、いろんなこう相関関係があって、これはもう必定であると思うんですけれども、この地域はですよ、私は、今、全国で合併

問題等がこれはもう非常に急務の課題として真剣に取り組まれているわけなんですけれども、そうした可能性、また、将来を見据えてですねこれはもう日本全国でもトップクラスの地域条件じゃないかなあと思っているわけですよ。そこで今までのですね国策に乗じた視点からもですよ、過去に技術立国を目指したそういう過程でもテクノポリスセンターを中心に京セラ、ソニーがここに進出して今までの発展の経緯を見ているわけです。今さらに国が観光立国を目指しておりまして、この霧島山系を中心としてこれはもう歴史、文化、観光の面でも先進的なそういう可能性の見える一番の地域じゃないかなあと思います。この二つ合わせた国策がですよやはりこの合併問題の大きなテーマとして取り上げるべきじゃないかと。私は常々合併問題についてもですねこれまで個人的にも、25年間議員させてもらっているんですけれども、20年前からこの合併問題についてこれ取り組んでまいりました。とりもなおさず、これは県の、県下のそういう均衡ある発展をこう目指してこの始良中央地域が中心になるべき、また、そうした副都心を目指したこの地域を目指すべきということで私もこれに同志と共に取り組んできたわけなんですけれども、やはり今後は空港を起点とした企業配置、企業の立地を図るとか、そして、また、霧島山系を中心に観光面を重視したそうした事業を実施する。そういうような点を織り込んでいかないと、ここで私は、この合併協定項目を入れて第6項目で協議されるんですけれども、まちづくりで、事業で、これはそれまでに期間的余裕がないから、早目にその方針策を、この1市6町の目指すまちづくりの目玉をですね早く私は上げるべきじゃないかということでこう提案申し上げているわけですよ。それでないと各市町議会においてもそこには評価のしようがない。そういう私は、そこには思い入れが私はあると思うんですよ。今こそですね私は会長に今こういうことをですね、やはりこの始良中央地区の合併というこれは、さっき申し上げましたように、これは対等合併と、これはもう私も賛成の域を出ないわけなんですけれども、ただそこに至るその1市6町のこの始良中央地区の大きな目玉となり得るそういう計画を私は早く上げるべきじゃないかと。そして、また、今この地方分権が進む中でですね今個性ある地方の時代の到来とも言われていますから、それに先んじて私はこの始良中央こそ日本でこれモデルのような地域を、そういう策定を早く図るべきという思いで私は申し上げているわけですので、その点は要望として念頭に置いていただきたいというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（徳永 麗子）

隼人町の徳永と申します。今日で5回目の合併協議会に出席させていただきましたけれども、ちょっと感じたことを申し上げたいと思いますが、よろしいでし

ようか。最初のうちは資料の文字を追うことが精いっぱいというような感じで、果たしてこれで、出席するだけでよいのだろうかと思っておりましたがけれども、2回に分けての行政視察、合併圏内の市町の中心となる施設とか、産業などの勉強をさせていただきました。また、まちづくりフォーラムニュースや合併協議会だよりなど目にする時、今後の進むべき方向付けが多少なりと分かったような気がいたしまして非常に参考になりました。これらを踏まえて今後の協議内容をしっかりと見守っていきたいと思っております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。それでは、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

6番のその他のところで事務局の方から今回の会議日程と併せて当面のスケジュールにつきまして説明をちょっとさせていただきますが、次回8月の12日が第6回目の協議会でございます。その後8月の28日が第7回の協議会になってまいります。事務局といたしましては実質的な協議が始まります。当初予算の中でも計画をいたしておりました調査研修につきまして他の協議会の研修を実施するように現在調整中でございます。現段階での考え方といたしまして8月の18日、月曜日になりますが、8月の18日と8月の20日、水曜日ですけれども、これ日帰りになります。熊本の方の八代と玉名、それぞれの合併協議会になりますけれども、調整をいたしております。研修の内容を協議事項の処理状況、それから小委員会の設置、それぞれの所が先ほどの3項目ほど小委員会を設置をいたしております。その設置及び運営状況、それから建設計画の策定方針というのがあります。大変忙しい中ではございますけれども、いずれか1回だけ、いずれか1回をですね参加していただけたらというようなことで現在調整をいたしております。委員の方々につきましては、決まり次第連絡を差し上げますので、参加方をよろしく願いたいというふうに考えております。それから、併せて次回は8月の12日、火曜日になります。次回は木曜日ではありません。8月の12日の火曜日にここでいたしますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から連絡をいたしましたけれども、次回、その次の会の中に研修を入れたいと、いずれかにご参加をいただきたいということで、今計画中でございますということで、いずれ文書等をお願いをしたいということでございました。ほかに特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようでございます。本日の議長の役目をこれで終わらせていただきたいと思います。ご協力誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第5回始良中央地区合併協議会会議を終了させていただきます。

「閉 会 午後 2時55分」